



ベビーシッター利用料助成制度

の対象児童・利用上限時間を拡大します！

令和6年度まで		令和7年度から
0～6歳の未就学児 小学校1～6年生の病児・病後児	対象児童	0～6歳の未就学児 小学校1～6年生の病児・病後児・ 障害児
児童1人につき年度あたり144時間 (多胎児の場合は児童1人につき288時間)	助成 上限時間	児童1人につき年度あたり144時間 (ひとり親家庭の未就学児・障害児 ・多胎児の場合は 児童1人につき288時間)
児童1人につき1時間 2,500 円助成 ※22時～翌7時の時間帯は1時間 3,500 円助成	助成 上限金額	児童1人につき1時間 2,500 円助成 ※22時～翌7時の時間帯は1時間 3,500 円助成
保育サービス	助成対象	保育サービス
申請書、利用明細書、領収書、要件証明書	申請書類 (オンライン 又は郵送)	申請書、利用明細書、領収書、要件証明書、 【障害児の場合】障害者手帳の写し、通所受給者証の写しなど 【ひとり親家庭の場合】戸籍全部事項証明書(謄本)など

令和7年4月1日からの利用分が対象。令和7年11月下旬から申請を開始します。

【問合せ】子育て支援事業コールセンター ☎03-5803-1288 (平日8:30～17:00)

【事業担当】文京区 子ども家庭部 子育て支援課 子ども施策推進担当